

供託手続関係

日本銀行代理店の廃止・集約のお知らせ

大阪法務局北大阪支局

大阪法務局北大阪支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現行の取扱店: **日本銀行茨木代理店**
(三菱UFJ銀行茨木支店)

取扱店変更日: **令和7年6月2日(月)**

新たな取扱店: **日本銀行大阪支店**
(大阪市北区中之島2丁目1番45号)
営業時間: 9時から15時まで

※ 取扱店変更日以降は、日本銀行茨木代理店(三菱UFJ銀行茨木支店)において納付手続を行うことはできません。

- ✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かず、「オンラインによる申請」をすることができます。
- ✓ 日本銀行(取扱店)に行かずによくうちょ銀行等のペイジー対応ATMから「電子納付」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問合せください。

〒567-0822

茨木市中村町1番35号

大阪法務局北大阪支局 電話: 072-638-9444

日本銀行代理店の廃止・集約に伴う 供託事務の取扱いに関するQ&A集

大阪法務局供託課

Q 1 大阪法務局北大阪支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。

A 日本銀行の代理店廃止・集約に伴い、令和7年6月2日(月)から変更されます。

Q 2 今まで日本銀行茨木代理店(三菱UFJ銀行茨木支店内)に納付していた供託金は、令和7年6月2日(月)からどこに納付することになりますか。

A 日本銀行大阪支店(大阪市北区中之島2丁目1番45号)に納付することになります。

Q 3 供託金は、三菱UFJ銀行茨木支店にある日本銀行茨木代理店では納付できなくなるのですか。

A 令和7年6月2日(月)以降は、日本銀行大阪支店でしか納付できません。

Q 4 大阪法務局北大阪支局の近くで供託金を納付することはできませんか。

A 以下の①又は②の方法によりすることができます。供託を申請する際にその旨をお申し出ください。供託書正本は法務局において納付が確認され次第、交付することができます。

なお、供託有価証券については、日本銀行大阪支店にしか寄託できません。

① 電子納付(ペイジー)

ゆうちょ銀行などのペイジーが利用できる金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付します。手数料は無料です。

② 当座預金口座への振込

三菱UFJ銀行茨木支店にある供託官名義の当座預金口座への銀行振込により納付します。別途、振込手数料がかかりますので、供託者においてご負担いただることになります。

Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。

A 供託の手続は、オンラインによって申請することができます。ウェブブラウザだけで申請できるかんたん登記・供託申請を利用した方法と機能豊富な申請

用総合ソフト（登記手続と共に）を利用した方法の2通りあります。

オンラインによる供託手続について詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム」（<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>）をご覧ください。



Q 6 電子納付の方法を教えてください。

A ゆうちょ銀行やペイジー対応の金融機関のATMまたはインターネットバンキングで納付できます。手数料は一般的にはかかりません。

ただし、ATMには利用上限額がありますので、各金融機関に上限額をご確認ください。

また、インターネットバンキングのご利用に当たっては、金融機関との契約が必要です。

Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額（各金融機関にお尋ねください）を超える場合は、どうすればいいですか。

A 令和7年6月2日（月）以降は、三井UFJ銀行茨木支店の供託官口座へ振り込むことにより納付する方法（振込方式）、または、日本銀行大阪支店窓口で直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくことになります。

なお、振込方式の場合は別途振込手数料が掛かります。

Q 8 令和7年6月2日（月）以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をとればよいですか。

A ①事前に大阪法務局北大阪支局に連絡を入れていただき、オンラインまたは窓口で供託手続を行い、当日午後3時までに、電子納付または振込方式によって供託金を納付していただいた後、供託書正本が作成されているか電話で確認の上、再度、午後5時15分までに大阪法務局北大阪支局にお越しいただいて供託書正本を受領するか、②窓口で供託手続をした後、午後3時までに日本銀行大阪支店に供託金を納付し、同店で受入印が押された供託書正本を受領する方法があります。

Q 9 供託有価証券の取扱いはどうなりますか。

A 令和7年6月2日（月）以降は、日本銀行大阪支店で寄託し、または、受け取

ることになります。

Q10 日本銀行茨木代理店（三井 UFJ 銀行茨木支店内）での小切手による払渡しは、いつまで可能ですか。

A 令和 7 年 5 月 30 日（金）までに交付された小切手は、同日の午後 3 時まで日本銀行茨木代理店での払渡しが可能です。令和 7 年 6 月 2 日（月）以降は、日本銀行大阪支店で取り扱うことになります。